

注 意

令和元（2019）年7月4日

学生諸君へ

学生支援課

通学等における自転車運転等のマナーについて（注意喚起）

先般、地域住民から本学に対し、自転車運転での信号無視や歩道走行及びゴミのポイ捨てといった交通違反並びにマナー違反についての苦情が寄せられました。

2015年6月1日道路交通法改正により、取り締まりが強化され、自転車の交通ルールを守らない違反者には、罰則（罰金）が課せられます。

自転車による交通事故等で、被害者でも加害者でもそれ以降の大学生活が大きく変わってしまいます。

自転車、バイク、自動車等を運転する際や歩行の際には、交通ルールを厳守してください。

以下に自転車の交通ルールに関するチラシを添付いたしますので参考にしてください。

添付ファイル：自転車安全利用五則

知っていますか？

自転車安全利用五則

正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。



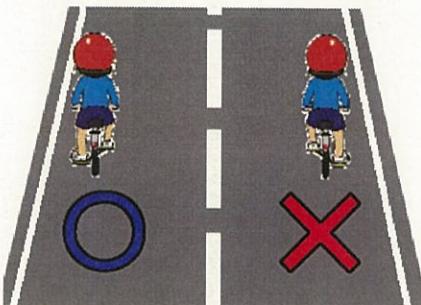
①自転車は、 車道が原則 歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。



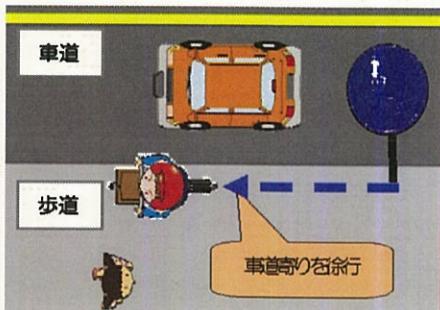
②車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。



③歩道は歩行者優先、 自転車は車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



④安全ルールを守る



飲酒運転は禁止
自転車も飲酒運転は禁止
【罰則】

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
※酔っ払って運転した場合



二人乗りは禁止
二人乗りをしてはいけません。
【罰則】2万円以下の罰金又は料金



並進は禁止
「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。
【罰則】2万円以下の罰金又は料金



夜間はライトを点灯
夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。
【罰則】5万円以下の罰金



信号を守る
信号を必ず守る。
【罰則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



交差点での一時停止と安全確認
一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときの待合。
【罰則】3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

⑤子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



こんな運転もやめましょう！

★傘を差しながら・携帯電話を使用しながらの運転

傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転してはいけません。
また、携帯電話で話をしたり、メールをしたりしながらの運転もしてはいけません。

【罰則】5万円以下の罰金



街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう